

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大を規制的手法の導入により推進する政策	
担当部署	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課 課長 松山 泰浩 電話番号:03-3501-4031 e-mail:s-fit-kaisei@meti.go.jp	
評価実施時期	平成28年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>平成24年にFIT制度(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)が開始されて以来、再生可能エネルギー導入量は制度創設以前に比べて約2倍に増加した一方で、事業用太陽光発電など特定の電源種別に偏った導入等の問題が生じている。また、現行法においては、高い価格で認定を取得しながら長期にわたって稼働に至らない「未稼働案件」の増加や、防災上の懸念や景観等を巡る地域とのトラブル、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う買取の原資(賦課金)の増加による国民負担の増大といった問題が生じている。それゆえ、本制度の見直しに際しては、現行の認定制度を改め、より事業を開始する確度の高い事業者を認定する制度へと変更する。また、導入の偏りとリードタイムの長い電源の導入促進に対応するため、価格の決定方式を見直す必要があると考える。さらに、三度にわたる電力システム改革の成果も活かし、再生可能エネルギーの最大導入を行うことができるよう制度を見直していく必要がある。</p> <p>2030年度(平成42年度)のエネルギーミックスで示された再生可能エネルギーの導入水準(電源構成比22~24%)の達成に向け、FIT制度には引き続き重要な役割が期待されること、現在発生している問題への対応と電力システム改革の成果を活かした導入拡大を目指し、再生可能エネルギー発電事業の認定制度の整備等の措置を講ずる。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
想定される代替案	<p>改正案に対し、下記4点の措置につき、代替案について検討を行った。</p> <p>①価格の決定方式について(改正案:入札の実施によって、より効率的に導入を進めることができる区分等については入札の結果によって価格を決定する。)</p> <p>②事業計画の提出を求める新認定制度への移行について(改正案:事業計画の提出を求め、事業計画を認定する。また、認定に先だてて接続契約締結を求める。)</p> <p>③一般送配電事業者等に対する特定契約申込の応諾の義務付けについて(改正案:一般送配電事業者等にも買取義務を課す。)</p> <p>④減免制度の見直しについて(改正案:減免認定の要件として電気の使用の合理化に向けた取組を行うことを求める。)</p> <p>措置①については、「導入量に連動して低減率が決定され、翌年度の買取価格を変動させる」という案を検討した。</p> <p>措置②については、「FITによる売電を『事業者』の適正性に着目した許可制とする」という案を検討した。</p> <p>措置③については、「買取義務者を設定せず、再生可能エネルギー電気の買い取りを発電事業者と小売電気事業者の直接売買(ダイレクト・マーケティング)に委ね、売買価格と調達価格の差額を後で補填する」という案を検討した。</p> <p>措置④については、「電気の使用の合理化に向けた取組につき減免認定の際に確認を行わずに、ガイドライン等を定め事業者の自主努力に委ねる」という案を検討した。</p> <p>以上を代替案として、改正案との比較を行う。</p>	
規制の費用	費用の要素	
	改正案の場合	代替案の場合
(遵守費用)	・指定区分で発電を行っている事業者が落札できなかった場合、当該事業者はFITを活用した売電ができなくなる。	・毎年再生可能エネルギーがどの程度導入されるかにつき、導入量の予測が困難である。

措置① (価格の決定方式)	(行政費用)	・入札の実施に際して、入札業務に従事させる人員を配置する等の追加費用が発生する。	・導入量に応じて価格の低減率を設定することが困難であり、低減率の設定に際して追加費用が発生する。
	(その他の社会的費用)	・特に発生する費用は想定できない。	・特に発生する費用は想定できない。
規制の便益		便益の要素	
		改正案の場合	代替案の場合
措置① (価格の決定方式)	(義務を課される主体 (発電事業者・小売事業者等・一般送配電事業者等))	・落札することができれば、自らが入札した価格を売電時の価格にすることができるため、売電収益の予見可能性が高まる。	・前年の導入量を基にして翌年度の価格を予想できるようになるため、現行制度よりは価格の予見可能性が高くなる。(ただし、そもそも導入量自体の適切な把握が困難であるため、こうした恩恵は限定的である。)
	(行政機関)	・国が算定するよりもさらに低い調達価格で再生可能エネルギー電気を導入できることになり、政策目的である「再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の両立」の実現に向けて大きな助けとなる。	・導入量に応じた価格変動の方式を予め決めておくことで、必ずしも調達価格等算定委員会を毎年開催する必要がなくなるため、行政費用が低減する。
	(需要家・国民(一般公衆))	・最も安い発電事業者から導入が進むことで賦課金の総額が安く抑えられ、国民負担(電気の使用者の負担)を低減させることができる。	・調達価格の設定の仕方によっては、賦課金の額を低く抑えることができ、国民負担の低減に繋がる。
規制の費用		費用の要素	
		改正案の場合	代替案の場合
措置② (認定)	(遵守費用)	事業計画の作成・提出に係る追加費用が発生する。	・事業の適切な実施を継続するため、事業の運営面等において追加費用が発生する。 ・「事業者」に許可を与える制度であるため、事業を他社に売却・移譲する際には許可を再取得する必要が発生するようになる。この結果、事業の移譲・売却に困難が生じるため、ビジネスの実態と乖離するおそれがある。
	(行政費用)	・認定の際の確認事項が増える(事業計画・接続契約)等、一定程度行政機関に追加負担が発生する。 ・事業計画遵守の確認のため、再生可能エネルギー発電設備が運転を開始した後に事業の運営状況を確認する必要があり、そのための行政コストが発生する。	・FITの許可を行う際、厳格な要件に基づく審査が必要になり、行政費用が増大する。 ・事業が適切に実施されているかの確認のため、再生可能エネルギー発電設備が運転を開始した後に事業の運営状況を徹底して確認する必要があり、そのために大きな行政コストが発生する。

	(その他の社会的費用)	・特に発生する費用は想定できない。	・ビジネスの実態にそぐわない規制を設けた結果、再生可能エネルギービジネスの市場が縮小し、結果的に再生可能エネルギー電気の導入拡大に繋がらないことが懸念される。
規制の便益	便益の要素		
		改正案の場合	代替案の場合
措置② (認定)	(義務を課される主体 (発電事業者・小売事業者等・一般送配電事業者等))	・特に発生する便益は想定できない。	・特に発生する便益は想定できない。
	(行政機関)	・接続契約を結んだものを認定する仕組みに変更した結果、再生可能エネルギーの認定量と実際の導入量との差が縮小していくことが期待されるため、再生可能エネルギー導入における予見可能性が高まり、エネルギー政策の中長期方針であるエネルギーミックスの実現に資する。 ・計画遵守が定められたことで、計画違反を理由として認定取消しを行うことができるようになることより運用面において適切に事業を実施していない事業者に対処することが可能になる。	・接続契約を結んだものを認定する仕組みに変更した結果、再生可能エネルギーの認定量と実際の導入量との差が縮小していくことが期待されるため、再生可能エネルギー導入における予見可能性が高まり、エネルギー政策の中長期方針であるエネルギーミックスの実現に資する。 ・事業を行う上での「事業者」の適正性に着目した許可制を導入した結果、運用面において適切に事業を実施していない事業者の出現が抑制される。
	(需要家・国民(一般公衆))	・計画遵守義務を規定することで、適切な発電設備の管理や事業終了の際の設備撤去といった現行法において問題となっていた不適切な事案の発生が抑制される。 ・優良な事業者に認定を与えることに繋がることで地元の理解が進み、再生可能エネルギー導入の着実な拡大に資する。	・要件の厳格化によって、適切な発電設備の管理や事業終了の際の設備撤去といった現行法において問題となっていた不適切な事案の発生が抑制される。 ・一部の優良な事業者に許可を与えることに繋がることで地元の理解が進み、限定的ながらも再生可能エネルギー導入の拡大に資する。
規制の費用	費用の要素		
		改正案の場合	代替案の場合
	(遵守費用)	・一般送配電事業者等が円滑に買取を進めるためのシステムの構築・運用費用が発生する。 ・一般送配電事業者等に、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、届け出るといった追加的なコストが発生。	・卸電力取引市場における取引最低単位の発電ができない出力の発電設備(1MW未満)を運用する発電事業者は、市場を活用することができない。また、それにより相対取引以外の選択肢を取り得なくなり、相対取引が成立しなかった場合、売電を行うことができなくなる。

措置③ (送配電買取)	(行政費用)	・約款の届出の受理に係る行政費用が生じる。	・個々の売買取引を捕捉し、それら取引に応じた買取費用の精算に伴う行政費用の増加が見込まれる。 ・導入量に応じた価格の設定が困難であり、導入量に連動した価格算定にかかる行政費用が増大する。
	(その他の社会的費用)	・特に発生する費用は想定できない。	・買取が義務付けられていないことで、再生可能エネルギー電気の買取が進まず、再生可能エネルギー導入拡大に向けた足枷になることが懸念される。 ・卸電力取引市場における取引最低単位の発電ができない出力の発電設備(1MW未満)で発電された再生可能エネルギー電気分については、相対取引が成立しなかった場合売電が不可能になり、導入が進まなくなる。
規制の便益		便益の要素	
		改正案の場合	代替案の場合
措置③ (送配電買取)	(義務を課される主体 (発電事業者・小売事業者等・一般送配電事業者等))	・発電事業者にとって、買取窓口が供給エリアにおける一般送配電事業者等に一元化されることで、取引コストが低減。 ・一般送配電事業者等以外が買取義務者となった場合や、そもそも買取義務を課さない場合に比べて、計画値と実績値の齟齬の調整や出力制御の際の金銭的処理等のコストが低減。	・小売電気事業者等にとっては、再生可能エネルギー電気を自由に売買取引できるようになる。 ・発電事業者にとっては、売電価格を自由に設定することができる。
	(行政機関)	・買取義務主体が少なくなることにより、行政による監視コストが低減する。	・買取義務そのものがなくなるため、行政による監視コストが不要となる。
	(需要家・国民(一般公衆))	・システムの需給状況を把握している一般送配電事業者等が需給状況に応じた再生可能エネルギー電気の買取を行い、円滑な広域融通等を実施することによって一層の再生可能エネルギー導入拡大を期待できる。	・全国規模でのメ리트オーダーが進む可能性があり、広域融通が促進され一層の再生可能エネルギーの導入拡大を期待できる。
規制の費用		費用の要素	
		改正案の場合	代替案の場合
措置④ (減免)	(遵守費用)	・減免認定を受けるにあたって、電気の使用の合理化に取り組むことが求められるため、事業者にとって電気の使用の合理化に向けた取組を行う分の追加費用が生じる。	・ガイドラインに沿った、電気の使用の合理化に向けた自主的な取組により追加費用が生じる。
	(行政費用)	・認定の際に電気の使用の合理化に向けた取組についても確認するため、事務処理のための行政費用が発生する。	・法令ではない自主的な取組をどこまで求めるのが不明確であり、制度運用の際に詳細なルールを定める必要有り。 ・ガイドラインの作成・周知につき、追加費用が発生する。
	(その他の社会的費用)	・特に発生する費用は想定できない。	・特に発生する費用は想定できない。
規制の便益		便益の要素	
		改正案の場合	代替案の場合

	(義務を課される主体 (発電事業者・小売事業者等・一般送配電事業者等))	・特に発生する便益は想定できない。	・特に発生する便益は想定できない。
措置④ (減免)	(行政機関)	・認定の要件を適正化することで、賦課金増加を抑制することができる。それにより、政策目的である「再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の両立」の達成に資する電気の利用者に電気の使用量に応じて負担を求めるFIT制度の例外として、我が国の国際競争力強化の観点から電気を多消費せざるを得ない事業者の賦課金負担を減免する制度について、この制度趣旨に則した運用を行うことを担保し、減免制度に要する必要額を適切なものとし、「再生可能エネルギーの最大導入と国民負担の両立」の達成に資する。	・特に発生する便益は想定できない。
	(需要家・国民(一般公衆))	・各事業者による電気の使用の合理化に向けた取組が進む蓋然性が高い。	・改正案ほどではないものの、各社の自主的な電気の使用の合理化に向けた取組が行われる可能性有り。ただし、あくまで自主努力に委ねられているため、効果は未知数。
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p> <p>上図により改正案・団体案を措置毎に比較した結果は、下記の通りとなる。</p> <p>措置①については、改正案は、入札に参加した事業者のうち落札できなかった者は、入札の対象となった発電設備の区分等についてFIT制度を活用した売電が行えなくなるため、事業者の事業リスクが高まる可能性があるものの、入札制度によって、国が算定するよりも安価かつコスト効率的に再生可能エネルギー電気の導入を進めることができ、賦課金額の抑制・国民負担の低減に繋がる。代替案についても、導入量に応じた調達価格の設定次第で賦課金額を安く抑えることは可能だが、導入量に応じた価格の設定自体が極めて困難であるため、実際にこうした便益を享受できるとは限らない。以上より、措置①については改正案を選択することが妥当である。</p> <p>また、措置②について改正案と代替案を比較した際、代替案は事業の適切な実施を確保する観点からは改正案よりも便益が期待できるものの、許可制による過度の規制を行った結果、制度とビジネス実態との乖離が発生するおそれがあることや、それに伴う再生可能エネルギー導入拡大が停滞する懸念があることを考えれば、認定制度の見直しにおいてより望ましいものは改正案(事業計画の提出を求め、事業計画を認定する案)であると考えられる。</p> <p>措置③においては、改正案においては、一般送配電事業者等に、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、届け出るという追加的な費用が発生する。しかしながら、改正案では、系統の需給状況を把握している一般送配電事業者等が需給状況に応じた再生可能エネルギー電気の買取を行い、円滑な広域融通等を実施することによって一層の再生可能エネルギー導入拡大が期待できるという便益がある。再生可能エネルギーの最大限の導入のためには、こうした便益は政策目的に沿う。他方で、代替案においては、全国における発電事業者・小売事業者間での直接の取引が可能になったことで全国規模でのメリットオーダーが進む可能性があるものの、再生可能エネルギー電気の買取義務者が設定されていないために買取が進まず、再生可能エネルギー導入拡大に向けた足枷になることが懸念される。以上より、措置③においては、代替案におけるリスクが大きいこと、改正案における便益が政策目的と整合的であることを考え、改正案を選択することが妥当であると考えられる。</p> <p>最後に、措置④については、ガイドラインの策定により、電気の使用の合理化に向けた事業者の自主的な取組を期待する代替案は、改正案よりも追加費用がかからない。しかし、この案は電気の使用の合理化に向けての取組を行うか否か事業者の自主性に委ねられているため、期待通りの効果を上げられるかどうかは未知数である。そうであるならば、代替案に比べて追加費用はかかるにしても、減免認定を受けるにあたって電気の使用の合理化に取り組むことが求められる改正案は、より確実に事業者の電気の使用の合理化に向けた努力を誘発し、その結果として減免制度に要する必要額を適正化することを期待できるため、減免認定の見直しにあたっては改正案がより優れていると考えられる。</p> <p>以上、①～④の措置において、改正案は代替案よりもより望ましい選択肢であると言えるため、今回の制度改正においては改正案に沿った形で制度の見直しを行うものとする。</p>			

有識者の見解その他関連事項	<p>昨年度より、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会においては、平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」を踏まえ、これまで計14回にわたり再生可能エネルギー施策の総点検を行うとともに、施策の実施に伴って追加的に必要となった措置についても、適宜検討を行ってきた。</p> <p>これらの検討を踏まえ、基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会(計6回)においては、顕在化しつつある様々な課題に対応しつつ、再生可能エネルギーを持続可能な形で長期安定的なエネルギー源として導入拡大させるため、①電源の特性や導入実態を踏まえつつ、エネルギーミックスで示された再生可能エネルギーの導入の姿を実現させる仕組みを構築する、② 国民負担抑制の観点から、最も効率的な形で再生可能エネルギーの導入を実現する仕組みを構築する、③電力システム改革の成果を活かしながら、効率的な形で電力の取引・流通の実現を通じて、再生可能エネルギーの導入拡大に結びつけていく仕組みを構築するという3つの観点から、有識者により固定価格買取制度を含めた制度改革に係る議論を行ってきた。これらの議論を踏まえ、平成28年2月5日に再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会による「報告書」が取りまとめられた。</p>
レビューを行う時期又は条件	少なくとも3年毎に、本法律の施行の状況を検討し、その結果に基づき必要に応じて適切な見直しをするものとしている。(改正法附則第20条関係)
備考	